

令和8年2月4日  
東北電力株式会社

### 東通原子力発電所の現在の状況について

#### 1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期事業者検査を実施中

#### 2. 電気出力（令和7年10月～令和7年12月）

- 発電実績なし

#### 3. その他

##### （1）東通原子力発電所1号機における新規制基準適合性審査の状況について

###### 【全体として】

- 平成26年6月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しております。
- これまでに、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については、概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- また、基準地震動、火山影響評価についても概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

###### 【基準津波について】

- 令和7年11月7日の審査会合において、更なる安全性向上の観点から、基準津波に対する裕度の積み増しをするための敷地造成を反映した基準津波の再評価について説明した結果、概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- 敷地造成を反映した基準津波による敷地前面での基準津波の最高水位は、これまでの12.1メートルから12.4メートルとなります。プラント全体の基準津波に対する裕度は、敷地造成前の0.9メートルに対して敷地造成後は1.8メートルとなるため、裕度は積み増しされることとなります。
- また、令和8年1月16日の審査会合において、「敷地造成を反映した基準津波の年超過確率」について説明した結果、概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

###### 【今後について】

- 地震、津波の審査について残る項目は、「砂移動評価」および「基礎地盤、周辺斜面の安定性評価」となりますが、いずれもプラント審査準備の進捗を踏まえて検討する必要があるため、纏まり次第、審査会合で説明する予定としております。
- 今後も引き続きプラント審査準備を進めてまいります。

## (2) 「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査（核物質防護関係）の評価結果について

- 令和7年11月20日の原子力規制委員会において、「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価※1：緑」「深刻度評価※2：SLⅢ」との評価が決定されました。
- 本事案は、これまで「防護設備における性能試験成績書の作成の不備（令和7年6月）」として、原子力規制庁による原子力規制検査が継続されておりました。
- 今般、検査の終了に伴い、その結果が原子力規制委員会へ報告されたものです。
- 原子力規制委員会後、当社に評価内容が通知されるとともに、根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画を策定し、令和8年2月末までに報告することが求められております。
- 核物質防護については、厳格な対応が求められており、本事案を発生させてしまったことは、原子力事業者としての信頼を損なうものであり、当社として極めて重く受け止めております。地域の皆さんにご心配とご不安をおかけしております。
- 当社といたしましては、今回の評価と通知内容も踏まえ、社長をトップとした全社体制のもと、背景要因を含めた根本的な原因の分析および更なる改善策の検討を進め、第三者の評価も取り入れながら、実効性の高い改善措置計画を策定し、確実に実行していくことで、再発防止を徹底してまいります。

※1 重要度評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について、影響が大きい順から「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされて評価される。

表1 重要度評価（令和7年11月20日プレス資料抜粋）

分類	重要度	内容
指摘	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準
軽微		事業者が原因を除去して対応完了とする水準

※2 深刻度評価は、検査指摘事項が原子力安全または核物質防護に及ぼす影響について、影響が大きい順から「SLI」、「SLII」、「SLIII」、「SLIV」の4段階で評価され、評価レベル等に応じた規制措置が行われる。

表2 深刻度評価（令和7年11月20日プレス資料抜粋）

深刻度		内容
高 ↑ 規制措置 ↓ 低	SL I	原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの
	SL II	原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの
	SL III	原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの
	SL IV (通知無し)	原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの (通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無などにより決定)
	軽微	原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的なもの、またはそうした状況になり得たもの

## 【事案の概要】

- ・東通原子力発電所において敷地内への侵入を防止するために設置している監視装置の性能試験および保守点検（警報表示機能確認）について、「求められる試験と点検の一部もしくは全てを実施していない状態で、実施済みとして記録を作成する」等の不適切な取り扱いが行われていたことが確認されました。
- ・当社にて、過去の試験と点検記録を確認した結果、性能試験については古いもので平成30年度以降、保守点検（警報表示機能確認）については平成25年度以降、それぞれ事案が判明した直近の試験と点検までの期間において、不適切な取り扱いを確認いたしました。（図1参照）
- ・保守点検のうち、核物質防護に係る機器や設備の健全性と機能の確認を行う日常点検や定期点検については、過去全ての期間において適切に実施されており、機器や設備の健全性と機能に問題がないことを確認しております。
- ・なお、女川原子力発電所では同様の事案がないことを確認しております。

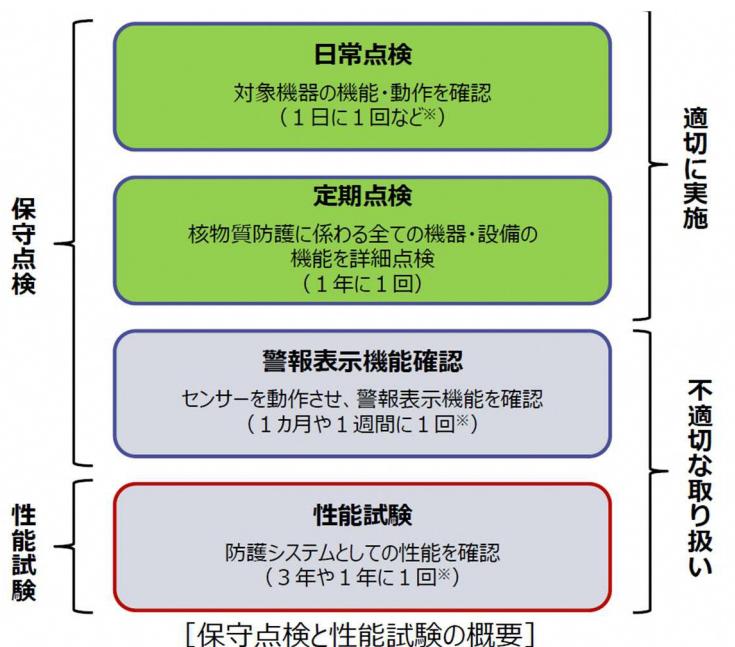


図1 保守点検と性能試験の概要（令和7年11月20日プレス資料抜粋）

以上

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

<https://www.tohoku-epco.co.jp/>